

日本エステティック協会では 各種検診の補助が受けられます

2024年度より、従来の乳がん検診、および婦人科系検診の他、対象とする検診項目が広がり、対象会員を拡充いたしました。会員のみなさまが自ら受診いただき、サロンにご来店されるお客様や身近な方々へ『早期発見』、『早期受診』を呼びかけていただく活動を推進していただけるよう、検診費用の一部を補助いたします。詳しくは下記をご確認のうえご申請ください。

- 【対象者】** ① 検診当日に20歳以上の当協会正会員・一般会員・普通会员の方
② 受診年度の年会費を納められている方

- 【補助金額】** 1名につき対象期間内1回の申請
正会員・一般会員：各種検診の合算5,000円を上限に実費を補助
普通会员：各種検診の合算3,000円を上限に実費を補助

【補助対象】 治療のための受診ではなく、『早期受診』、『早期発見』のための検診補助となります。

乳がん検診／婦人科検診（子宮頸がん検診・子宮体がん検診・卵巣がん等）
大腸がん検診／前立腺がん検診

【対象期間】 当該年度（4月1日～翌年3月末まで）

【申請期限】 受診日の翌年度4月10日まで必着

最寄の医療機関で受診し、**領収書コピー**および検診内容が分かる**診療明細書コピー**と**申請書**を協会事務局に送付してください。後日、指定口座へ補助金を振込みいたします。詳細は以下、「STEP」参照。

STEP 1.

検診費用全額を支払い、医療機関より領収証と診療明細書を受け取ります。領収証に以下のすべての項目が記載されていること。

※診療明細書には、各種対象の検診と分かるよう記載があること。

人間ドック等の場合、補助対象となる検査項目の費用が明確に示されている場合に限り対象。

※健康診断（人間ドック含）に含まれる検査の補助について、検診の一部として実施され、検査費用が個別に明示されていない場合は、当該地域の自治体が定める同様の検査費用を基準として補助金を支給。

※対象の検診項目の記載が無いもの及び、定期検査等の保険適用の診察については補助対象外で、100%自己負担の検診が補助の対象となる。（腫瘍マーカー補助対象外）

STEP 2.

- 受診年月日
- 受診者氏名
- 受診した医療機関名・医療機関印
- 受診費用（実際に医療機関で支払った金額）



STEP 3.

受診医療機関の領収書（コピー）と、診療明細書（コピー）申請書に添付し、協会事務局へ提出してください。

※申請書は、協会ウェブサイトの

「個人会員の各種手続き」→「婦人科系検診費用の一部補助」よりダウンロードできます。

申請書到着順に、会員情報と申請書記載事項を確認いたします
補助金は申請月の翌月25日までにお振込みいたします。

